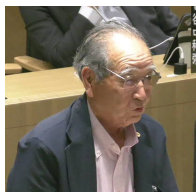


アイヌ施策の推進に向けて

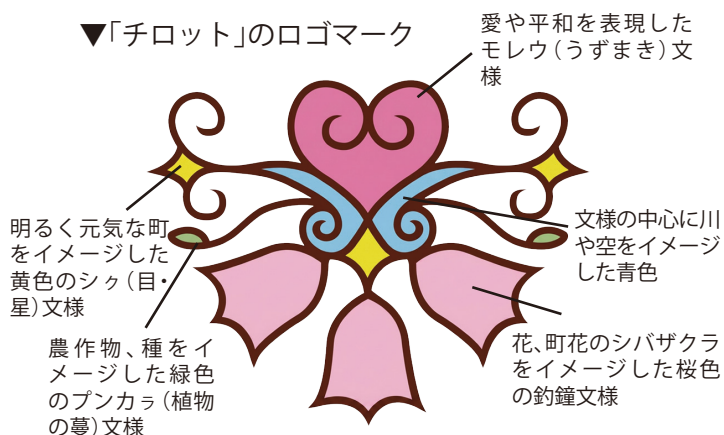
ふじわら たけし
藤原 孟
(無会派)



Q 幕別町千住地区に令和8年秋、新たなアイヌ文化拠点空間(チロット)が誕生する。町は「幕別町アイヌ施策推進地域計画」に基づき、アイヌ民族が尊重される共生社会を目指している。そこで、多様な民族・文化の共生と理解促進のため、町独自の基本計画策定と、地域計画の進捗を管理する組織設置が必要と考えるが、町の見解を伺う。

A 本町では、「アイヌ施策推進法」に基づき、令和4年3月に「幕別町アイヌ施策推進地域計画」を策定。令和4年度から8年度までの5か年計画で、アイヌ政策推進交付金を活用し、アイヌ文化の伝承活動などに取り組み、毎年アイヌ関連団体から意見を伺いながら地域計画を更新している。
また、令和5年3月には「幕別町アイヌ文化拠点空間整備事業基本計画」を策定し、大学教授や関連団体役員で組織されたアドバイザー会議の助言を受けたほか、展示施設の準備として専門家による執筆委員会を設け、展示品の選定や解説作成を行った。独自のアイヌ施策の基本計画については、町の総合計画に位置付けられているため現時点では策定予定はないが、専門家の助言を受けるアドバイザー会議の準備を進めている。
今後、アイヌ文化交流センターを拠点に、アイヌ文化の普及や伝承、地域活性化を図り、多文化共生社会の実現を目指し、アイヌ関連団体や機関と連携を密にしながら、引き続き施策を推進していく。

▼「チロット」のロゴマーク



▲「幕別町アイヌ施策推進地域計画」について(幕別町HP)

平和を守るために自治体が果たすべき役割について、住民も職員も守る行政に

なかはし ともこ
中橋 友子
(副議長)



Q 「予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案」(予備自衛官等兼業特例法案)が、6月10日に成立。任命権者の召集の許可を必要とせず「公務員の徴兵制度ではないか」との懸念の声があるが、町の考えは。

A 本町では、予備自衛官等としての兼業許可を得ている職員は現在いない。平時の行政運営や災害対応への影響が懸念されることから、職員が予備自衛官等に登録する場合には慎重な判断が必要である。特に、現状では人員配置に余裕がなく時間外勤務も生じているため、予備自衛官等の採用受験に関する申請の承認は困難と考える。

Q 2021年から18歳、22歳の名簿を紙媒体で自衛隊に提供しているが、提供するか否かの権限は町長にあり、全国では33%の自治体を提供していない。個人情報保護のために紙媒体の提供は中止し、閲覧に戻す考えは。

A 自衛官等の募集事務は地方自治法に基づく法定受託事務であることから、防衛大臣の求めに応じて、名簿を紙媒体で提供する。

Q 現在、名簿提供を希望しない対象者に「除外申請」を実施しているが、提供されていることも知らない対象者もいるのでは。提供することを対象者に知らせ、許可した人のみ名簿を提供するべきでは。

A 個人情報保護法により、法令に基づく提供には本人の同意は不要である。本町では、提供を望まない方への配慮として、除外申請制度を設け、名簿から申請者の情報を除外した上で提供している。除外申請については、町ホームページや広報紙など複数の媒体で周知し、通年で受け付けるなど、十分な配慮を行っているため、対象者からの「許可」を前提とする運用に変更する考えはない。

予備自衛官等兼業特例法案とは？

公務員が予備自衛官等として従事する際の兼業許可の特例を定めたもの。従来、予備自衛官等となる際と各種招集に応じる際に兼業許可が必要であったが、本特例により、予備自衛官等となる際に承認を受ければ、招集に応じる際の許可は不要となり、予備自衛官等が招集に応じやすい環境を整備するもの。

